

平成 22 年 第 2 回定例会 富良野市議会 会議録（第 2 号）

平成 22 年 6 月 21 日（月曜日）

<http://www.city.furano.hokkaido.jp/Files/1/36750/attach/%E5%AF%8C%E8%89%AF%E9%87%8E%E5%B8%82%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E5%B9%B3%E6%88%9022%E5%B9%B4%E7%AC%AC2%E5%9B%9E%E5%AE%9A%E4%BE%8B%E4%BC%9A%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E9%8C%B2%EF%BC%88%E7%AC%AC2%E5%8F%B7%EF%BC%89.pdf>

○ 4 番（大栗民江君）

次に、次代を担う子どもたちを育む環境づくりについてお伺いいたします。読みが困難な子のために、デイジー教科書の活用についてです。

発達障害を抱えた児童生徒へ新たに開発された支援ツールとして、マルチメディアデイジーがあります。デイジーは、もともと視覚障がい者のための録音カセットテープにかわるものとして開発されました。このシステムを活用し、さらに、文字と音声と映像を組み合わせたものが、マルチメディアデイジーと言われております。

パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵や写真を見ることができ、文字を読むと、音声に合わせて画面の文字の色が変わり、どの部分を読んでいるのか、どう発音するのかわかるようになっております。ちょうどカラオケを歌うときに、テレビ画面にある歌詞をハイライトするイメージに似ております。

発達障害の中でも、とりわけ、読んだり書いたりすることが苦手とされるディスレクシアと呼ばれている症状は、視的には問題はなく、聴覚、視覚の知覚的機能は正常なのに、読み書きに関しては特徴のあるつまづきや、学習困難を示すとされております。

個人によりさまざまですが、教科書に書かれている文字を見ると、隠し絵のようにごちゃごちゃに見えたり、浮き上がって見えなかったりするため、語句や行をとばしたり、同じ箇所を繰り返し読んだりしてしまうなど、教科書や黒板に書かれた文字の意味を理解するのは難しく、授業に集中できなくなり、このような症状は他者からはわからず、本人の自覚や親御さんの受け入れもできがたいという現状もあります。

国内では全児童の約 4 % から 5 % に存在すると言われており、クラスに 1 人から数人いるということになります。

発達障害や、その他の障害がある児童生徒のための拡大教科書やデイジー教科書は、印刷物だけでは情報を得ることができなかった方々への支援手段として活用が始まっており、将来は、LD や発達障害のある人だけでなく、高齢者をはじめすべての人に活用を試みるという計画も始まっております。

これまでは法律の制約から、その使用は一部の人に限られておりましたが、特別支援教育の学校現場や保護者の間で、大きな効果が得られることが認められてきました。

2008 年 9 月、教科書バリアフリー法と著作権法の改正により、これまでの制約が大きく緩和されて、デイジー教科書の作成ができるようになり、ことし 1 月 1 日から、著作権法がさらに施行されたことにより、発達障害も含まれ、文部科学省検定教科書もデイジー版教科書として、児童生徒に使用できるようになりました。

このデイジー教科書は、ボランティア団体などが、文字から入手した教科書の内容を電子化し、財団法人日本障害者リハビリ協会を通して、CD-ROM でそれを必要とする児童生徒に提供されております。

このデイジー教科書については、配付対象が児童生徒本人だけに限られておりましたが、使用する教員にも配付可能となる事務連絡が、文科省より先月、関係団体等に通知されたとのことであります。

また、障害の状況によっては、在学年よりも下のデイジー教科書を必要となる場合について、可能となる方針も示されております。そこでお伺いいたします。

1 点目、読み書きなど、他の子どもたちと同じように行うことが難しい子どもたちに対するデイジー教科書の活用について、本市の考え方と対応についてお伺いします。

2 点目、デイジー教科書を活用する場合に必要な環境及び条件についてお伺いします。

3 点目、子どもたちの教育環境の充実にあつては、保護者の理解や協力も必要と考えるが、学校と家庭との連携についての状況、考え方についてお伺いいたします。

以上お伺いし、1 回目の質問を終わらせていただきます。

○教育委員会教育長（宇佐見正光君）-登壇-

大栗議員の 4 点目、次代を担う子ども達を育む教育環境づくりについてお答えをいたします。

読みが困難な子のために、デイジー教科書の活用についてでございますが、平成 20 年 9 月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行され、この法律に基づきまして、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化に対応したデイジー教科書、デジタル録音図書の提供が開始されたところでございます。

本市におきましては、現在、デイジー教科書を活用している児童生徒は中学校で 1 名おり、旭川盲学校との連携により、昨年 2 学期後半より国語の授業で活用しております。

学習障がい等により、読み書きの習得が困難な児童、生徒に対するデイジー教科書の活用は、学習への理解度を支援し高める教材の一つであると認識しているところでございます。

今後、特別支援連携協議会を中心として、デイジー教科書の活用方法の検討や保護者との教育相談などを通じて、児童生徒一人一人に対する望ましい教育環境の充実に努めてまいります。

次に、デイジー教科書を活用する場合に必要な環境、条件でございますが、デイジー教科書の活用にあたりましては、主としてパソコンが必要になってまいります。各学校には教育用パソコンを配置しておりますので、これらの有効活用を図りながら、教育ニーズにこたえてまいります。